港北区連合町内会 11月定例会

令和4年11月21日(月)午後2時00分から 港北区役所 1、2号会議室

3 密を避けるため、通常よりも人数を縮小して定例会を開催します。

議題

- 1 水道メーター検針等の受託事業者の変更について(周知依頼)[資料 1] 山口 水道局菊名水道事務所長
 - ◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

令和5年1月1日から港北区の水道メーター検針業務及び料金整理業務の受託事業者が、「株式会社トーエル」から「株式会社宅配横浜」に変更となりますのでお知らせいたします。 ※ 受託事業者は、水道局が貸与した「腕章」を身に着けています。

問合せ

横浜市水道局お客さまサービスセンター 電話:847-6262 Fax:848-4281

2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について(情報提供)【市連会報告】 [資料2]

野村 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。

- (1) 対象者
 - ① 住民税非課税世帯(基準日:令和4年9月30日)
 - ② 家計急変世帯
- (2) 支給額
 - 1世帯あたり5万円
- (3) 申請受付期間

令和4年11月15日から令和5年1月31日まで(必着)

- (4) 申請手続き
 - ① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。 (封筒見本のとおり) また、世帯の状況により申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯	
A 「支給のお知らせ」	申請手続き不要	臨時特別給付金 (10 万円)を世帯	
(11/14 から発送)	(「お知らせ」記載の口座に	主の口座で本市から受給済み	
	12 月中旬頃に振込)		
B「確認書(申請書)」	必要事項を記入、添付書類	臨時特別給付金を世帯主の口座	
(11/15 から発送)	とともに返信用封筒で <u>返送</u>	以外で受給済み	
C 「申請書」	申請書を入手し、必要事項	臨時特別給付金を未受給で、令和	
(11/15 から配架等)	を記入、添付書類とともに	4年1月2日以降に市外転入者	
	郵送で提出	がいる	

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに郵送で提出してください。

横浜市 緊急支援 給付金 検索

(5) 問合せ先

- ① 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター 電話:0120-045-320 FAX:0120-303-464 (耳の不自由な方のお問合せ用)
- ② 申請サポート窓口(区役所にて申請書の記入などをサポート) 港北区役所 4 階 49 番窓口
- ※ ①②とも午前9時から午後5時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。
- (6) その他

広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

3 港北区明るい選挙推進協議会地区代表及び推進員の推薦について (推薦依頼) [資料3]

野村 総務課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

港北区明るい選挙推進協議会の地区代表及び推進員につきましては、各自治会・町内会より ご推薦をいただき委嘱しておりますが、令和5年度に開催される定例会議をもって任期満了と なります。

つきましては、次期地区代表及び推進員についてご推薦いただきたくお願い申し上げます。

- (1) 地区代表の推薦について(連長の皆様)
 - 各地区連合町内会から地区代表1名を別添の「地区代表推薦用紙」でご推薦ください。
 - ① 推薦日程
 - ア 各地区連長からの推薦の提出期限 令和5年2月24日(金)
 - イ 任期

令和5年度に開催される定例会議から翌々年の定例会議まで(2年)

- (2) 推進員の推薦について(各自治会町内会の皆様) 各自治会町内会から、原則1名をご推薦ください。
 - ① 推進員推薦人数

区内約150の自治会町内会から、1名ずつのご推薦を基本とします。なお、世帯数の多い自治会町内会等で、複数名の適任者がいる場合は複数名ご推薦いただくことも可能です。また、諸事情により推薦ができない場合には、「自治会・町内会推進員推薦名簿」の欄外にその旨を記入してください。

- ② 推薦日程
 - ア 自治会町内会からの推薦名簿の提出期限 令和5年2月24日(金)
 - イ 推進員への委嘱日及び任期 令和5年度に開催される定例会議から翌々年の定例会議まで(2年)
- ③ 推進員の主な活動内容
 - ア 選挙時の街頭啓発
 - イ 各種イベント、研修会等への参加
 - ウ 明るい選挙推進大会への参加
 - エ その他啓発活動への参加
- (3) 間合せ・提出先

港北区明るい選挙推進協議会事務局(港北区役所総務課統計選挙係)担当:伊藤・小谷電話:540-2213 Fax:540-2209

- ※ (1)(2)ともに郵送、もしくはご持参にてご提出ください。
- 4 令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について(推薦依頼) 【市連会報告】[資料4]

松本 資源循環局港北事務所長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、現在地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなります。

つきましては、次期推進委員のご推薦をいただきますようお願いいたします。

(1) 任期(委嘱期間)

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年)※再任可

- (2) 環境事業推進委員の主な活動
 - ① 自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
 - ② 自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
 - ③ 環境事業に関する意見及び情報の提供等
- (3) 推薦人数

各自治会・町内会から原則1名のご推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、 地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

- (4) 推薦基準
 - ① 自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
 - ② 3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
 - ③ ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方
- (5) 推薦書の提出期限及び提出先

令和5年2月24日(金)までに資源循環局港北事務所に推薦書を送付してください。 資源循環局港北事務所 〒222-0032 港北区大豆戸町1238

(6) 委嘱式について

委嘱式は4月26日(水)の午後から港北公会堂で開催を予定しています。

(7) 問合せ

資源循環局港北事務所 電話:541-1220

5 港北エコアクション3R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰候補者の推薦について(推薦依頼)[資料5]

松本 資源化推進担当課長

◆ 資料は連合町内会長へ席上配布します。

港北区では、3 R活動や地域での清掃活動の推進に貢献された個人又は団体に対し、感謝の 意を表するため「港北エコアクション3 R夢行動及び清潔できれいな街づくり推進者表彰式」 を開催しています。

つきましては、各地区の表彰候補者につきまして、ご推薦のほどよろしくお願いします。

(1) 推薦基準

次の活動を常時又は定期的に行なわれた個人又は団体が対象となります。詳細は「推薦基準詳細」をご覧ください。

- ① 地域での3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動など、「ヨコハマ3R夢プラン」行動の推進に功労のあった個人又は団体
- ② 地域での清掃活動等に尽力するなど、"清潔できれいな街づくり"の推進に功労のあった個人又は団体
- ※ 過去に本表彰を受けられた個人・団体は対象となりません 推薦する場合は各地区連合ごとに1人又は1団体が上限です
- (2) 推薦書提出期限

令和4年12月19日(月)まで

(3) 提出方法

席上の(様式1)推薦書 にご記入の上、返信用封筒にてお送りください。なお、該当者・団体がない場合は、その旨お知らせください。

(4) その他

表彰式は令和5年2月22日(水)午後から、港北公会堂で開催を予定しています。

(5) 問合せ

港北区地域振興課資源化推進担当 電話540-2244

6 横浜市保健活動推進員の推薦について(推薦依頼)【市連会報告】[資料6]

丹野 福祉保健課長

◆ 資料は12月上旬ごろ郵送で自治会町内会あてに送付します。

現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和5年3月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、ご多忙のところ恐縮ですが、ご推薦 いただきますようお願いします。

(1) 任期(委嘱期間)

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年)※再任可

(2) 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」(添付資料)をお渡しください。

(3) 推薦人数

単位自治会・町内会あたり1人とし、250世帯を超えるごとに1人追加で算出します。

(4) 推薦基準

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- ① 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- ② 任期の2年間を通して活動ができる方
- ③ 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- ④ 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- ⑤ 委嘱時(令和5年4月1日現在)に、原則78歳未満の方
- (5) 推薦書の提出期限及び提出先

令和5年2月24日(金)までに港北区役所福祉保健課健康づくり係に推薦書を提出してください。

- ※ 各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長など と御協議のうえ「保健活動推進員の推薦名簿」により区長あて推薦してください。ま た、名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分注意して ください。
- (6) 問合せ

港北区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係 担当:渡部、片野、中村 電話:540-2362

7 第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について(推薦依頼)【市連会報告】 [資料 7]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和5年3月31日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

(1) 任期(委嘱期間)

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年)

- (2) 職務(横浜市スポーツ推進委員規則 第2条 抜粋)
 - ① スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
 - ② スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - ③ スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - ④ 前3号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。
- (3) 推薦方法及び人数

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。(人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。)

- (4) 推薦基準
 - ① 18歳以上の横浜市在住の方
 - ② 委嘱時(令和5年4月1日現在)に、新任の場合は原則65歳未満の方再任の場合は原則70歳未満の方
 - ③ 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
 - ④ 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導助言のできる方
 - ⑤ スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方
 - ※ 推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。
 - (5) 依頼時期

11 月下旬から 12 月上旬までに地域振興課から依頼文書を送付します。

(6) 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書(第1号様式)

- (7) 推薦報告書の提出期限及び提出先
 - ① 提出期限 令和5年2月24日(金)
 - ② 提出先 地域振興課スポーツ推進委員担当 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 26-1
- (8) 委嘱式

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

(9) 問合せ

地域振興課生涯学習支援係 菅野(すがの) 電話: 5 4 0-2 2 3 9 Fax: 5 4 0-2 2 4 5 メール: ji00-sugano@city.yokohama.jp

8 「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について (依頼)【市連会報告】[資料8]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいたものの中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考え を伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますがご協力よろしくお願いいたします。

(1) 対象者

単位自治会町内会長(区内152名)

(2) 回答方法

横浜市電子申請・届出システム、または同封した返信用封筒による調査票の郵送。

(3) 回答期限

令和5年1月4日(水)まで

(4) 今後のスケジュール

11月22日から 各町会へアンケート用紙送付

1月4日まで 回答期限(電子申請、または郵送)

1月から3月 集計・報告

(5) 問合せ

港北区地域振興課地域活動係 電話:540-2234

9 コロナ禍における地域活動推進費の活用事例の再周知について(情報提供) 【市連会報告】[資料 9]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響などにより、以前のように活動ができていない自 治会町内会が多いと思います。

そこで、令和2年度にご提示しました活用事例をもとに、改めてコロナ禍における地域活動

推進費の活用事例をまとめましたので、情報提供いたします。当初計画していなかった内容でも公益的活動を行う上で必要であれば、予算の範囲内で地域活動推進費をご活用いただけます。

(1) コロナ禍で中止・休止・縮小した活動 定例会などの会合・盆踊り、お祭り・運動会・防災訓練・清掃活動・研修会・地域イベント(遠足など)・敬老会・防犯活動・グラウンドゴルフ大会・高齢者の居場所づくり・配食サービス

- (2) (1)の代わりに地域活動推進費を活用したもの
 - ① 感染対策
 アクリルパネル・CO2 濃度測定器、加湿器・消毒液・体温計・網戸サッシ新設(換気用)
 - ② 防災関係(町の防災組織活動費補助の対象は除く) 防災用品の購入(タブレット、ポータブル蓄電池、簡易トイレ、備蓄品、発電機、防 災無線機、各家庭配付用ヘルメット)・地区の防災マニュアルの作成(全戸配布用)
 - ③ ICT 関連 町内会用パソコンの購入・パソコン教室の実施・Web 会議用カメラや Wi-Fi ルータ ー、モニター等の購入
 - ④ 備品関係

ごみ集積場所のリニューアル (ごみネット購入、清掃用具の一新)・テントの買い替え・会館備品購入 (机、椅子等)・防犯カメラ購入 (地域防犯カメラ設置補助の対象は除く)・掲示板修繕・PC 用会計ソフト・行事用備品・屋内外で使用可能な音響備品・防犯用腕章、帽子、ベスト購入・空気清浄機・除菌機能付き冷房

- ⑤ 行事関係 ウォーキングイベント・花火大会
- ⑥ 会館関係会館耐震診断の実施・会館の小破修繕(会館整備費補助の対象工事を除く)
- (3) 問合せ 港北区地域振興課地域活動係 電話:540-2234 Fax:540-2245

10 令和4年度 自治会町内会長永年在職者表彰について(確認依頼) [資料 10] 岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

永きにわたり自治会町内会長としてご尽力されている方々を自治会町内会長永年在職者として表彰するため、表彰式の開催を予定しております。

ご多忙のところ恐れ入りますが、資料「受賞予定者一覧」をご確認いただき、記載漏れなど がございましたら12月16日までにご連絡をいただきますようお願いいたします。

- (1) 表彰式・感謝会(予定)
 - ① 開催日時

3月10日(金)午後1時30分から午後3時50分まで

② 開催場所

Socia (ソシア) 21 港北区岸根町 6-1

(2) 問合せ

港北区地域振興課地域活動係 電話: 5 4 0 - 2 2 3 4 Fax: 5 4 0 - 2 2 4 5

11 地域情報発信(#こうほくまち活)について(情報提供) [資料 11]

岸本 地域振興課長

◆ 送付資料はありません。

(1) 概要

区役所の地区担当が各地域の活動に参加させていただいた様子を区役所のホームページに おいて発信し、地域の魅力を伝える取組を行います。地区担当がイベント等の写真を撮影 し、当日の様子をホームページにて紹介させていただきます。

(2) 発信テーマ

地域の活動、地域情報

(3) 掲載予定場所

港北区ホームページ (港北区-暮らし総合-市民協働・学び-協働・支援-#こうほくまち活)

(4) 問合せ

港北区地域振興課地域力推進担当 電話:540-2247

12 シニア向けスマートフォン講座の開催について(周知依頼) 「資料 12]

柏崎 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

スマートフォンの基本的な使い方を学び、楽しさや便利さを実感していただく講座を開催します。つきましては、参加者を募集いたしますのでご周知のほどよろしくお願いします。

- (1) 開催内容
 - ① 入門編

座学で電話、メール、カメラなど、基本的な操作を体験します。 令和5年1月17日(火)午前10時から午後0時まで / 定員20名

② おでかけ編

まち歩きをしながら LINE、地図、カメラなど実用的な操作を学びます。 令和 5 年 1 月 24 日(火)午後 1 時から午後 3 時 30 分まで / 定員 15 名 会場は①②ともに港北公会堂 2 号会議室にて開催。

(2) 申込方法

令和4年12月15日(木)午前9時から、港北区区政推進課企画調整係でお電話でお申込みを受け付けます。(先着順になります。)

参加ご希望の方は540-2229までお電話ください。

(3) 問合せ先

港北区区政推進課企画調整係 電話:540-2229

13 「ひっとプラン港北地区計画ニュース」等の作成支援について(情報提供) [資料 13]

丹野 福祉保健課長

◆ 資料は連合町内会長へ席上配布します。

第4期「ひっとプラン港北」地区計画について、地区計画ニュースの作成支援を行います。 「ひっとプラン港北」事務局にて内容の検討や印刷費の助成等について支援を行います。

地区計画ニュース等の作成予定がございましたら、令和4年12月28日までに「ひっとプラン港北」事務局(港北区役所福祉保健課事業企画担当:540-2360)までご連絡ください。

なお、地区計画ニュースの作成につきましては、コロナ禍等で地区の活動状況が異なりますので、各地区のご事情に合わせて作成をご検討ください。

(1) 参考スケジュール

12月28日 作成申込締切日

2月28日 原稿受付締切日

3月中 原稿印刷

4月以降 地区ごとに配布

※必要に応じて印刷費の助成のみも可能です。

(2) 問合せ

「ひっとプラン港北」事務局(港北区役所福祉保健課事業企画担当)

電話: 540-2360 Fax: 540-2368

14 令和5年港北区消防出初式について(周知依頼)[資料14]

大河内 港北消防署予総務・防課庶務係長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

新春を迎えるにあたり、地域、事業所、そして区内防災関係者が一体となり「安全・安心なまち 港北区」の実現に向けて誓いを新たにする「港北区消防出初式」を3年ぶりに挙行いたします。つきましては、年頭に際しご多忙のことと存じますが、ご臨席いただきますようお願いいたします。

(1) 開催日時

令和5年1月7日(土)午前10時00分から11時30分まで

(2) 開催場所

港北区小机町 3300 番地 新横浜公園 (日産スタジアム) 第一駐車場 ※ 荒天時は日産スタジアム会議室 (301 号室) で実施

(3) 主催・協賛

主催:令和5年港北区消防出初式実行委員会、港北消防署・港北消防団協賛:港北火災予防協会、港北防災支援の会、その他協賛企業・団体

(4) 主な実施内容

式典・表彰、車両分列行進(消防団)、お囃子・獅子舞演技、古式消防演技(木遣り・纏振込み・はしご乗り)、総合演技・一斉放水(消防署・消防団)

※ 出初式終了後の消防車両の展示は行いません。

(5) ご案内

各連合町内会長には、別途、案内状等を郵送させていただきます。各自治会町内会長あてのご案内は、合同メールにてお配りします。

(6) 問合せ

港北消防署総務・予防課 電話:546-0119

15 小机城址の文化財調査の実施について(情報提供)[資料 15]

宮田 教育委員会事務局生涯学習文化財課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

現在、市民の森として整備され、港北区の代表的なスポットとして市民のみなさまに親しまれている「小机城址」において、昨年度に引き続き文化財調査を行います。

近隣にお住いの皆様をはじめ、ご来場の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

(1) 調査概要

調査期間:令和5年1月10日(火)から2月24日(金)まで調査面積:約34.0㎡調査箇所:西曲輪(北側・西側・南側)、中曲輪

(2) 安全対策について

今回の調査では最深で2m掘削します。掘削箇所には、立ち入り禁止の案内や仮囲いなどを行います。ご来場の方は、皆様の安全の確保や文化財保護の観点からも調査範囲には立ち入らないようご協力をお願いします。

(3) 現場説明会について

調査の結果を市民の皆様にお知らせするため、令和5年2月11日(土)に現場説明会を 開催する予定です。詳細は、12月中旬~下旬に各区役所にチラシを配架します。

(4) 問合せ

横浜市教育委員会生涯学習文化財課 担当:三谷・近藤・武藤

電話:671-3284 FAX:224-5863

16 スマートフォンやパソコンを使った自宅からの e-Tax による確定申告の推進に関するポスターの掲示について(掲示依頼)[資料 16]

乙幡 上席国税調査官

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

税務署では次の理由からスマートフォンやパソコンを利用した自宅からの e-Tax 申告を推進しています。

- ・ 自宅から e-Tax 申告をすることが感染症感染防止対策になること
- ・ 相談・提出に来署する必要がなく、納税者利便に資すること
- ・ 申告書入力や地方公共団体の閲覧事務の効率化に資すること

税務署が自宅 e-Tax を推進する過程でマイナンバーカードの取得促進の一助にもなることから、掲示板へチラシの掲示をお願いいたします。

- (1) 令和5年1月からの機能追加(一部抜粋)
 - ① スマートフォンで青色申告決算書や収支内訳書の作成が可能になる
 - ② マイナポータル連携を利用した自動入力の対象が拡大される
 - ③ 申告時のマイナンバーカードの読み取り回数が1回に削減される
- (2) 問合せ

神奈川税務署 電話:544-0141

17 災害時要援護者名簿の提供等について (情報提供) 「資料 17]

林 福祉保健センター高齢・障害支援課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

港北区では、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援などが迅速に行われるよう、協定 を締結している自治会町内会へ災害時要援護者名簿の提供を行っています。

今年度も要援護者宛に、自治会町内会に提供する名簿への掲載に関する意向確認を行います。

- (1) 要援護者への同意確認方法について
 - ① 同意確認の対象者(同意方式で協定を締結している地区) 今年度新たに対象となった方、及び過去に同意のなかった方に確認書類を送付しま す。
 - ② 不同意確認の対象者(情報共有方式で協定を締結している地区) 今年度新たに対象となった方に確認書類を送付します。
- (2) スケジュールについて

	要援護者	区役所	自治会・町内会
11月21日(月)		区連会~	で説明
12 月上旬	同意確認書(不	同意書) の送付	
12 月下旬 (締め切り)	同意確認書(不同意書)の返送		
令和5年 2月下旬		令和4年度名簿の	提供 (郵送)
令和5年 4月下旬		令和3年度名簿(の返却(郵送)

- (3) 区より名簿提供についての意向確認をする方
 - ① 介護保険要介護・要支援認定者でア~ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知機能の低下が心配される方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ 以上の方)
 - ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病 患者
 - ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1~3級の方
 - ④ 療育手帳(愛の手帳) A1・A2の方
- (4) 令和4年度の名簿の提供及び令和3年度の名簿の返却について 令和4年度の名簿は令和5年2月に自治会町内会あてに郵送します。 また、令和3年度の名簿につきましては、令和4年度の名簿とともに同封をさせていただ
- (5) 名簿の提供に係る個人情報の取り扱いについて

情報取扱者は必ず年に1回個人情報保護に関する研修を受講していただくことになっています。平成29年度にお渡ししました研修用DVDを回覧していただくか、港北区ホームページにて掲載の資料を閲覧していただく等により、集団での実施をなるべく避け、研修を実施していただくようお願いいたします。

港北区 要援護

検索

くレターパックに入れて、すみやかに返却をお願いします。



(6) その他 (個別避難計画モデル事業)

今年度、局の個別避難計画のモデル区として、風水害を想定し、ハザードと身体・世帯 条件から抽出した一部の方を対象に、計画作成を進めています。

(7) 間合せ

港北区高齢・障害支援課 担当:冨田、浜崎、島田

電話: 540-2317 FAX: 540-2396

18 港北美術展の作品募集について(情報提供)[資料 18]

岸本 地域振興課長

◆ 送付資料はありません。

令和5年3月に大倉山記念館で開催を予定している「港北美術展」につきまして、絵画、書、写真、工芸作品等の作品を募集いたします。

自治会町内会の皆さまにおかれましては、ご周知いただきますようお願いいたします。

- (1) 作品募集について
 - ① 出品申込締切令和5年1月13日まで

- ② 募集部門 絵画、書、写真、工芸、中学生以下
- ③ 応募資格港北区在住、在勤、在学、港北区を拠点として活動する個人
- ④ 出品料500円(中学生以下無料)※ 1人1作品まで。部門をこえた複数出品は出来ません。
- ⑤ 申込み 出品申込書、もしくは申込フォームでご申請ください。

港北美術展 検索 単海

- (2) 港北美術展について
 - ① 作品展示:令和5年3月1日(水)から3月5日(日)まで 午前10時から午後4時まで(最終日は午後3時まで)
 - ② 展示会場:大倉山記念館ギャラリーほか 住所 横浜市港北区大倉山 2-10-1
 - ③ 入場料:無料
- (3) 問合せ

港北区役所地域振興課文化担当 電話: 5 4 0 - 2 2 3 9 Fax: 5 4 0 - 2 2 4 5

メール: ko-art@city.yokohama.jp

19 情報提供

岸本 地域振興課長

- ◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。
- 19-1 「港北青指第48号」の発行について [資料19-1]
- 20 掲示依頼

岸本 地域振興課長

- ◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。
- 20-1 感染症注意喚起ちらし「新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えて」について【市連会報告】「資料20-1]※表面のみ掲示してください
- 20-2 「ワクチンニュース No. 18」について【市連会報告】[20-2] ※ 表面のみ掲示してください

- 20-3 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」について [資料 20-3]
- 20-4 保健活動推進員の PR チラシについて [資料 20-4] ※ 表面のみ掲示してください
- 20-5 「令和5年港北区消防出初式ポスター」について [資料 20-5]
- 20-6 「年末年始のごみと資源物の収集日程」について[資料 20-6] (10 月度区連会議題資料です。)

21 行政機関からの情報提供

- (1) 港北警察署
 - ・港北区内犯罪発生状況ほか
 - 交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北区内の火災・救急状況について

11 月の合同メールは 11 月 22 日 (火) に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

https://kohoku-rengou.net/

港北区連合町内会 定例会資料

で|検索

